

令和 7 年 1 月 15 日付 直監告示第 1 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 2 月 5 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

保護・援護課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
財務事務について （契約事務）	1. 「診療報酬明細書点検事業の委託契約」に関して、契約締結伺いの決裁区分が誤っている。	「診療報酬明細書点検事業の委託契約」に関して、予定価格 100 万円超 500 万円未満の 12 節委託料の契約締結伺いの決裁区分は、直方市事務代決及び専決規則では「部長」となるが、「課長」で決裁されていることから、直方市事務代決及び専決規則に則した処理をされたい。	「診療報酬明細書点検事業の委託契約」に関して、今後は、直方市事務代決及び専決規則に則り、部長決裁とします。	令和 7 年 4 月
	2. 「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託」に関して、契約書に支払いの時期及び方法の記載がない。また、民生費以外の経費が含まれている。	「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託」に関して、契約を締結しようとするときは直方市契約規則第 20 条第 1 項各号の事項を記載した契約書を作成するとされているが、本契約書には同第 6 号に定める契約代金の支払い又は受領の時期及び方法に記載がないため、契約規則第 20 条に則した処理をされたい。 また、予算の目的別分類の面から、総務費や教育費に係る経費を民生費で支出することは好ましくないため、地方自治法第 216 条及び直方市財務規則第 14 条並びに地方自治法施行規則第 15 条別記に則して適切な予算措置を講じられたい。	「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託」に関して、本契約書には直方市契約規則に定める契約代金の支払い又は受領の時期及び方法に記載がないため、覚書を取り交わすことで契約規則第 20 条に則した処理を行います。 また、予算の目的別分類については、地方自治法第 216 条及び直方市財務規則第 14 条並びに地方自治法施行規則第 15 条別記に則して、次回の契約更新（令和 8 年 8 月）に適切な予算措置を講じてまいります。	令和 7 年 2 月 令和 8 年 8 月
財務事務について （不能欠損処分）	「令和 5 年度生活保護法第 63 条返還金及び第 78 条徴収金の整理について（不能欠損）」（直保第 001132 号）に関して、決裁区分が誤っている。	「令和 5 年度生活保護法第 63 条返還金及び第 78 条徴収金の整理について（不能欠損）」に関して、直方市事務代決及び専決規則第 5 条（別表第 1）によれば時効の処分は副市長の専決であるところ、部長決裁とされていることから、同規則に則り適切に処理されたい。	「令和 5 年度生活保護法第 63 条返還金及び第 78 条徴収金の整理について（不納欠損）」に関して、直方市事務代決及び専決規則第 5 条（別表第 1）に則り、今後の時効処分は副市長決裁とします。	令和 7 年 3 月末

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
施 行 事 務 に つ い て	「進学準備給付金（支出命令No.13300）」に関して、申請日が令和5年4月13日で給付決定が令和5年9月1日（給付日が令和5年9月20日）となっており、申請から決定までの法定日数を超過している。	生活保護法第55条の5に基づく「進学準備給付金」に関して、申請日が令和5年4月13日で給付日が令和5年9月20日となっているが、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準とされた厚生労働省社会・援護局長通知では、支給の決定通知は、速やかに行うものとし、申請から14日以内とすること。特別の事情がある場合には、これを30日以内に行うこととされている。当該給付の遅延理由は、特別の理由に該当せず、期日を大幅に超過していることから、申請書の交付、受付など管理簿の整備を行うなど工夫し、生活保護の実施要領等に則った適切な処理をされたい。	令和7年1月24日に開催した課内会議で、文書管理及び財務規則や直方市事務代決及び専決規則についての研修を行いました。合わせて、支給の決定通知は、速やかに行うものとし、申請から14日以内とすることを職員及び係長に指導しました。 また、申請書類不備が原因であることから、申請書類が揃っているか確認後に受付するよう、職員及び係長に指導しました。	令和7年1月